

令和3年(2021年)12月6日

市内高齢者施設等管理者 様

西宮市新型コロナワクチン接種課

高齢者施設等における新型コロナウイルスワクチン 3回目接種について

平素は本市行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では現在2回目接種後8か月が経過した者を対象とした新型コロナウイルスワクチンの3回目接種(以下「追加接種」という。)の実施に向けて準備を進めております。高齢者施設等の入居・入所者(以下「入所者等」という。)の追加接種については、1・2回目接種(以下「初回接種」という。)と同様に、市が設置する集団接種会場や、市内の病院・診療所等での個別接種のほか、施設内接種の実施も可能とします。つきましては、高齢者施設等が施設内接種を実施する場合における追加接種について、現在の状況をお示しさせていただきますのでご参照ください。

なお、追加接種のスケジュールは、ワクチンの供給状況等により変わり得ること、高齢者施設等へのワクチン分配は集団接種及び個別接種と並行しての実施であり、高齢者施設等のみを優先することは現時点では想定していないことにご留意ください。このため、集団接種及び個別接種における必要数等も勘案して順次分配することになりますので、ご承知おきください。

記

1. 施設内接種の対象者について

2回目接種日から8か月が経過した、18歳以上の入所者等(当該施設の通所系サービス利用者を含む。以下同じ。)と高齢者施設等の従事者(詳細は後述)が対象です。

対象となる高齢者施設等は下記の表の通りです。

区分	サービス種類等
介護施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
障害者支援施設等	障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉ホーム
保護施設等	救護施設、社会福祉住居施設(無料定額宿泊所)

なお、「2回目接種日から8か月後」の考え方としては以下の通りです。

2回目接種を行った日から8か月後の同日から接種可能である(例1)と考え、8か月後に同日がない場合は、その翌月の1日から接種可能である(例2)と考える。

(例1) 2回目接種日：令和3年6月1日 ⇒ 3回目接種日：令和4年2月1日以降

(例2) 2回目接種日：令和3年6月30日 ⇒ 3回目接種日：令和4年3月1日以降

今回の施設内接種では、ワクチン未接種者を対象とした初回接種のためのワクチン分配は行いません。個別接種をご利用ください。

2. 高齢者施設等の従事者の施設内接種について

入所者等が施設内接種を行う場合において、同時に従事者が施設内接種を行うことも可能とします。ただし、入所者等と同じタイミングで接種できる場合（＝2回目接種日から8か月経過している場合）に限るものとし、入所者等が施設内接種を行わない場合において、従事者のみの施設内接種のためのワクチン分配は行いません。

なお、従事者が施設内接種を行う場合においては、西宮市在住者以外の住所地外接種も可能とします。

3. ワクチンについて

追加接種に使用するワクチンについては、1・2回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチン（ファイザー社ワクチンまたは武田/モデルナ社ワクチン）を用いることとされています。

施設内接種で使用するワクチンについては、施設単位での選択を可能とします（個人単位での希望には応じられません）。ただし、一方のワクチンに要望が集中した場合、ワクチンの確保に時間を要する可能性があります。また、武田/モデルナ社ワクチンについては、薬事承認後の使用となります。予めご了承ください。

4. 接種券について

追加接種では、接種券と予診票が一体となっている接種券一体型予診票を使用します。
ワクチン接種には必ず接種券が必要です。接種当日に接種券をお持ちでない場合、接種を受けることはできません。

西宮市では、接種券を2回目接種日から8か月が経過する日の1～2週間前を目安に、住民票上の住所に発送する予定です。

なお、①住民票上の住所と別の住所に送付を希望する者、②西宮市以外の接種券で1回以上ワクチンを接種し、接種後に西宮市に転入した者におかれましては、接種券発行の手続きが必要となります。

発行申請の方法につきましては、下記の URL よりご確認ください。

https://www.nishi.or.jp/kurashi/anshin/infomation/v_third.html

施設内での接種を予定する施設においては、あらかじめ接種券の取りまとめをお願いいたします。なお、住所地が他市町村の方については、当該住所地自治体より接種券が発送されます。接種券の発送について詳しくは、お住まいの市町村の情報をご確認ください。

今回西宮市が発送する接種券の様式については、添付資料2をご参照ください。

5. ワクチンの分配方法について

① 接種医が西宮市の医療機関に所属している場合

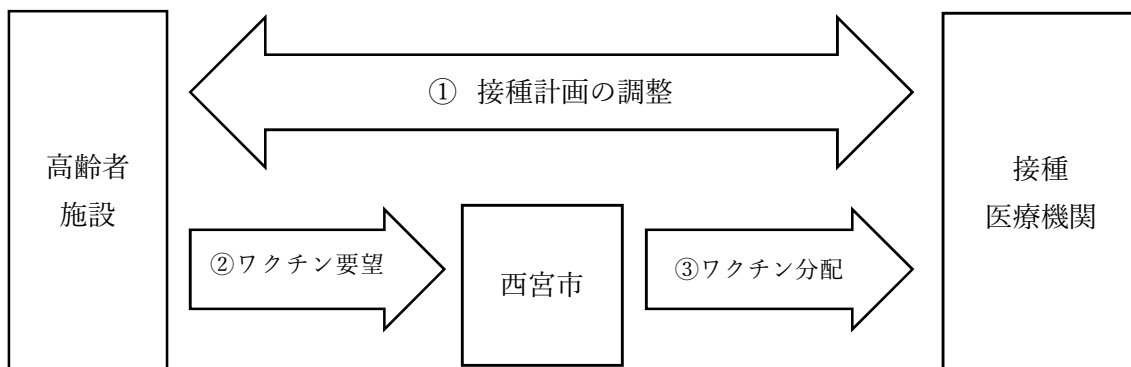
西宮市において、個別接種用のワクチンの分配については、各接種医療機関が市に対して要求を行うこととしていますが、高齢者施設等が施設内接種を実施する場合のワクチンの分配は、個別接種とは異なり、高齢者施設等が市に要求を行うこととしています。従って、接種医療機関に対して、①ワクチンの分配は接種医療機関に対して行うが、分配要求自体は施設が行うこと、②接種医療機関は分配要求をする必要がないこと、③ワクチンの配送先は接種医療機関であること、④ワクチンの接種費用の請求は個別接種と同様に接種医療機関において行う必要があることを接種スケジュール等の調整の際にお伝えください。

【ワクチン分配の参考図】

〈個別接種〉



〈高齢者施設等における施設内接種〉



② 接種医が西宮市外の医療機関に所属している場合

医療機関が、所在する市町村にワクチン分配を要求することが原則です。ただし、一部市町村において、市町村外の高齢者施設等において実施する施設内接種用のワクチン分配を行わないこととしていることを確認しています。接種医と調整の上、接種医療機関が所在する市町村においてワクチン分配が受けられない場合は、西宮市までご相談ください。

なお、西宮市では現在近隣の一部自治体と、接種医療機関が西宮市の高齢者施設等においてワクチン接種を実施する場合においても、原則通りワクチン分配を行うよう調整しております。ただし、この場合においても、当市と同様、ワクチンの流通状況等により必ずしも希望する時期にワクチン分配を受けることができるものではないことにご留意ください。

調整が完了している自治体（令和3年12月6日現在）

神戸市、芦屋市、尼崎市、伊丹市、川西市

6. 今後のスケジュール、準備について

今年12月の半ばをめどに、施設からのワクチン要望の受付を開始する予定です。ワクチンの要望をいただいた高齢者施設等に対し、必要数分のワクチンが確保できた段階で分配決定のご連絡を西宮市担当者より行います。

当市では、令和3年5月中旬頃から高齢者施設等での2回目接種が始まっていることから、1月中旬より高齢者施設等のワクチン分配を開始することを想定しております。分配開始から当面は既に薬事承認されているファイザー社のワクチンを使用します。武田/モデルナ社ワクチンについては、薬事承認後の使用となり現時点で2月以降の使用を想定しております。

施設内接種を予定している施設におかれましては、現時点での3回目接種希望者数の取りまとめ、担当の接種医療機関との調整等ご準備をお願いいたします。

なお、このスケジュールは接種間隔が8か月である場合のものであり、接種間隔の取り扱い変更等により変わり得ることにご留意ください。

今後変更になりましたら改めてお知らせいたします。

7. 施設内接種を実施しない場合

施設内接種を実施しない場合の接種方法につきましては①市が設置する集団接種会場での集団接種②市内の病院・診療所等での個別接種（往診含む）が想定されます。

予約開始日・予約方法・接種会場・個別接種を実施する医療機関等については、西宮市HPおよび市政ニュースをご参照ください。

〔送付物〕※ 本状除く。

- 【資料1】 高齢者施設等向け 追加接種における留意事項
- 【資料2】 西宮市3回日用接種券サンプルデータ
- 【資料3】 救急ガイドブック 高齢者福祉施設向け
- 【資料4】 ワクチン接種における119番通報での救急車要請フロー
- 【資料5】 対応シート

以上